

## K D B 補助システム利用環境整備業務委託仕様書

### 1 業務の目的

市町村国民健康保険（以下「市町村」という。）が、国保データベース（以下「K D B」という。）システムで保有する医療・健診等データを利活用し、過去の治療歴等から対象者に応じた介入等の保健指導を実施する取組を支援するため、市町村が、K D B システムの利用を補助するシステム（以下「K D B 補助システム」という。）を利用できる環境を整備する。

これにより、市町村における生活習慣病重症化予防の取組を推進するとともに、国民健康保険被保険者の健康寿命の延伸及び医療費の適正化の一層の推進を図る。

### 2 業務の名称

K D B 補助システム利用環境整備業務

### 3 委託期間

契約を締結した日から令和4年3月31日（木）まで

※本事業完了後のK D B 補助システムの保守については、令和4年4月1日（金）からの単年度契約を予定している（ただし、当該事業に係る予算の成立を前提とする。）。

### 4 業務委託の内容

市町村、宮崎県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）及び県がK D B 補助システムを利用できる環境を整備する。

### 5 調達範囲

- (1) 下記7及び別添機能要件一覧に合致したシステム利用環境の構築
- (2) (1) を稼働するにあたり必要となるハードウェア等の調達
- (3) 国保連合会のサーバー室への機器等納入及び初期セットアップ（突合データC S V等、K D B 補助システムで必要とするデータの移行作業を含む。）等を行うこと。  
また、国保連合会及び市町村等でのクライアント設定（リモートデスクトップ接続可）を行い、K D B 補助システムが利用可能な状態とすること。
- (4) システム操作研修（ユーザ向け）

### 6 納品物

納品すべき資料・資材等は次のとおり（紙媒体及び電子媒体各一部の納品とする）。  
なお、納品場所は県又は国保連合会とする。

	作業区分	納品物	納品期限
1	実施計画	システム導入作業実施計画	契約後15営業日以内
2	物品調達	調達機器一式	機器等納入時
3		インストールメディア一式	機器等納入時
4	現地設定	諸元表	本稼働時
5		ライセンス一覧	本稼働時
6		シリアル番号一覧	本稼働時
7	本稼働	システム運用管理マニュアル	本稼働時
8		システム操作マニュアル	本稼働時
9		OS環境設定書	本稼働時
10		業務完了報告書	本稼働時
11	その他	打合せ議事録	打合せ終了後5営業日以内

## 7 KDB補助システムの基本事項

### (1) 投入データ

KDBシステムから出力されるデータ（被保険者台帳、突合データCSVファイル）及び特定健診データ管理システムから出力されるデータ（健診結果情報、その他健診情報）を利用する。また、必要となるマスタ等（医療機関マスタ）は、原則として厚生労働省等のウェブサイトより取得可能なものを利用する。

また、初期構築時に過去5か年分のデータを投入することとし、稼働後は月次で新規データを投入する。また、月次でバックアップを行うこととする。

主なデータ（突合データCSV）に関し想定されるデータ量は次のとおりである。

	種 類	データ量（1月当たり）
1	医療レセプト管理	約240MB
2	医療最大医療資源ICD別点数	約454MB
3	医療傷病名	約1.7GB
4	医療適用	約3.1GB
5	介護給付実績	約100MB
6	健診結果	約100MB

### (2) KDB補助システム構築の前提

ア) 県と市町村が共同で構築した行政情報通信基盤である宮崎行政情報ネットワーク（MAIN）上で稼働し、データ処理・帳票作成等全ての処理が完結するシステムであること。他の場所に設置したサーバ等でのデータ処理やデータの持ち出しは許容しない。

イ) 本稼働時から最低60か月間使用可能であること。

ウ) システムの利用者は、宮崎県職員、県内市町村職員及び国保連合会職員を想定していること。

エ) 各市町村（保健センターを含む）に設置した国保総合システム（KDBシステム）端末で、ア) で行った処理結果を利用できること。

オ) 本稼働時にKDB補助システムを利用するクライアント数は150程度を想定しており、それに見合った数のアカウント数が発行できること。また、今後のアカウント数の増加にも充分に対応できること。

オ) 将来的な法改正や宮崎県の国民健康保険事業を取り巻く状況の変化（保健事業に関するもの）等に対応できる機能の拡張性を有すること。

### (3) システム構築の留意点

ア) 構築するシステムについては、メーカー・機種・開発者依存度・採用技術の特異性が低く、運用保守が容易であることや将来における機能の拡張・機器の増設などに柔軟な対応ができるように、原則として国際的に利用されている標準に基づく技術を採用した、汎用性・拡張性のあるシステムとすること。

イ) システムの構築及び運用にあたり必要となるソフトウェア（OS、ミドルウェア等）について、汎用性の高いものを使用すること。

ウ) 構築するシステムについて、パッケージソフトの利用を可能とするが、別添機能要件に満たない部分がある場合には、別途、追加カスタマイズ開発を行うこと。

### (4) ハードウェア構成について

ア) システム稼働にあたり最適な構成とすることとし、技術動向等を考慮した最新の機器で構成とすること。

イ) 過去5か年分に加えて、本稼働後5か年分のデータ量を確保出来る容量（合計10か年）で構成し、業務に支障のない程度の性能を担保すること。

ウ) 国保連合会のサーバー室のラック（19インチラック）に搭載可能な機器であること。

エ) バックアップ用としてNAS（ラックマウント型）を調達すること。

オ) サーバ本体及びNASのハードディスクについては、RAID構成等（RAID0不可）により冗長化を図ること。

カ) サーバ等に接続するためのラックマウント型コンソール、KVMスイッチ、ケーブル等を調達すること。

## 8 セキュリティ及びサポート体制について

### (1) セキュリティ対策

ア) 構築するシステムは、セキュリティ対策を十分考慮すること。

イ) 本システムにセキュリティホールが発見された場合、早急に是正すること。

ウ) サーバには、ウイルス対策ソフト（Sophos）を設定すること。

## (2) 本稼働後のサポート体制

本稼働後のシステム保守について、予算の範囲内において受託事業者に委託することを予定している。については、次のとおりサポート体制の整備を行うこと。

ア) 操作方法やシステムの故障等の対応について、電話・電子メール等でサポートする体制を整えること。また、連絡体制を明確にした上で事前に提示すること。なお、市町村等からのサポート依頼は原則として県で取りまとめを行うこととする。

イ) ハードウェア保守時間は、平日午前9時から午後5時までとし、翌日オンサイト保守とすること。

ウ) KDB補助システムの保守時間は、平日午前9時から午後5時までとし、翌日オンサイト保守とすること。

エ) 保守期間は、令和4年4月から5か年間を予定していること。

オ) 瑕疵担保期間は検収日から1年以内とすること。

## 9 個人情報保護

本システムの導入に係る個人情報等の取扱いについては、契約締結時に取り交わす「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

## 10 留意事項

(1) 本事業の実施にあたっては、厚生労働省の都道府県国保ヘルスアップ支援事業を財源として活用することを想定しているため、当該交付金の活用を前提とした企画を提案すること。

(2) 本事業の実施にあたっては、県及び関係機関（国保連合会、市町村等）と十分な連携を図ること。

(3) 事業実施体制や事業スケジュールは、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮したものとする。

(4) 企画提案書は、本事業終了後（令和4年4月1日以降）5年間について、システムの保守等に必要となる費用及び運用体制についても含んだ内容とすること。ただし、当該部分の費用は見積書の金額には計上しないこととする。

(5) その他、生活習慣病の予防や医療費適正化など、市町村、国保連合会及び県が実施する保健事業に寄与する機能等があれば、委託料上限の範囲で積極的に追加提案すること。

## 機能要件一覧

機能区分	機能要件
1	管理パスワード機能があること。
2	管理ユーザIDとパスワードでシステムを起動した後、画面上に利用者が表示されること。
3	管理ユーザごとにアクセスログの取得、管理（保存）が行われること。
4	管理アクセス日時分、利用者ID、画面IDをログとして保存していること。
5	管理ユーザIDを画面上で管理できること。また、ユーザ種別毎に各機能へのアクセス権限の設定が可能であること。
6	各画面上で集計値をクリックすることにより、対象者のリストを表示できること。
7	各種対象者リストは、項目ごとに昇降順のソートができること。
8	各種対象者リストに表示された個人名をクリックすることにより、該当者の個人経年表（健診結果、生活習慣病歴、投薬等）が表示されること。
9	画面表示された内容を、CSV又はエクセルでダウンロードできること。
10	医科、DPC、歯科、調剤、入院外来等別に、件数、金額等を表示できること。
11	任意のレセプト病名から対象者を表示できること。
12	レセプト情報を活用して、重複・多剤投与者や頻回受診者等の抽出を容易にできること。また、抽出条件は保険者ごとに設定可能であること。
13	特定健診と同等の検査を医療機関で受診しているものを抽出できること。
14	生活習慣病の該当者・ハイリスク者に対する介入を行うため、対象者を容易に抽出できること。特に、宮崎県糖尿病発症予防・糖尿病性腎症重症化予防プログラムの対象者抽出について、対応可能であること。また、抽出基準は保険者ごとに設定可能であること。
15	生活習慣病の該当者・ハイリスク者の診療情報や健診結果を、経年形式で表示できること。また、画面上ソートができること。
16	レセプトや健診情報を活用し、生活習慣病の治療中/治療中断/未治療、健診の受診/未受診の別に被保険者の情報を表示するとともに、重症化のレベルなどを確認できること。
17	過去に糖尿病等による治療歴がある被保険者のうち、（例えば直近1年以上）当該疾患に係る医療機関受療歴がない者を抽出し、診療月ごとの受診状況や投薬情報を表示できること。
18	地区、対象年度など検索条件を指定できること。
19	糖尿病管理台帳を作成できること。
20	事業評価 保健指導後の受診状況や、初回指導月の前後1年程度の医療費の変動を個人ごとに確認できるなど、事業評価に活用できること。